

## 船舶インシデント調査報告書

令和3年10月27日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料不足）
発生日時	令和3年4月11日 13時25分ごろ
発生場所	熊本県 <sup>ねいほく</sup> 苓北町 <sup>しきぎき</sup> 四季咲岬南西方沖 四季咲岬灯台から真方位204° 1.3海里付近 (概位 北緯32°30.6′ 東経130°00.2′)
インシデントの概要	プレジャーボートポンパドールは、帰航中、船外機が停止して運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和3年4月19日、主管調査官（長崎事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート ポンパドール、5トン未満
船舶番号、船舶所有者等	293-26776熊本、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 2～3、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、友人2人を乗せ、釣りを終えて帰航中、船外機が停止した。</p> <p>船長は、船外機各所を点検し、燃料タンクの燃料油がなくなっているのを認め、運航不能と判断し、118番通報を行い、来援した巡視艇にえい航された。</p> <p>船長は、本船を熊本県上天草市所在のマリーナに上架して保管していた令和2年10月までは、航行後に燃料タンクを満タンにして保管していたが、苓北町に係留してからは、不定期に燃料油20～30リットルを給油していた。</p> <p>船長は、容量100リットルの燃料タンクを満タンとして、令和2年10月に苓北町に移動後、12月に釣りに出掛け、令和3年1月の出航時に燃料油30リットルを給油し、本インシデント当日の出航前には、燃料油20リットルを給油したが、マリーナに保管して釣りに出掛けていた時と変わらない速力や時間帯だったので、燃料タンクには十分な残量があると思って、残量を確認しないまま出航していた。</p> <p>船長は、苓北町に係留を始めてから、航行中の速力が出にくいことを感じていたが、本インシデント後に上架した際、船底に付着したフジツボ等を取り除くなど船底の清掃を行ったところ、マリーナに保管時の速力が出るようになったので、船底の付着物が影響し、燃料消費量が増えていたのではないかと考えた。</p>

<p><b>分析</b></p>	<p>本船は、船長が、20リットルの給油で釣りを終えて帰航できると思って出航したところ、帰航中に燃料タンクの燃料がなくなったことから、船外機が停止し、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>本船は、マリーナに上架しての保管から、海上に係留する保管に変わり、船底が付着物により汚れた状態で航行を続けたことから、船体への抵抗が加わり、燃料消費量が増えたものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本インシデントは、船長が、20リットルの給油で釣りを終えて帰航できると思って出航したところ、帰航中に燃料タンクの燃料がなくなったため、船外機が停止したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、燃料油の残量及び燃料消費量を把握し、出航する際には、満タンにするなど十分な燃料を搭載すること。</li> <li>・ 定期的に船底の清掃を行うこと。</li> </ul>